

喬木村リニア中央新幹線対策委員会[第11回]

日時：令和3年4月21日(水)午後7時00分

場所：防災センター 2階会議室

1 開会

2 委員紹介

3 あいさつ

4 協議・報告事項

(1)報告事項

・村内リニア関連事業の進捗状況について

①天竜川橋りょうほか新設

②堰下ガイドウェイ製作・保管ヤード

③伊久間工場団地造成事業

④阿島北宅地造成事業

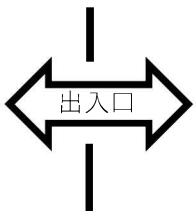
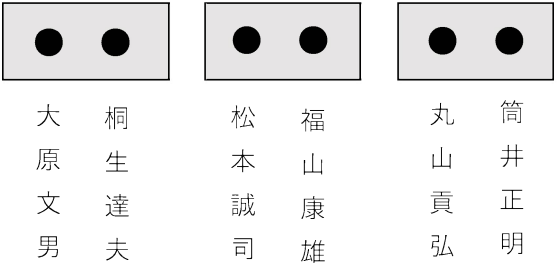
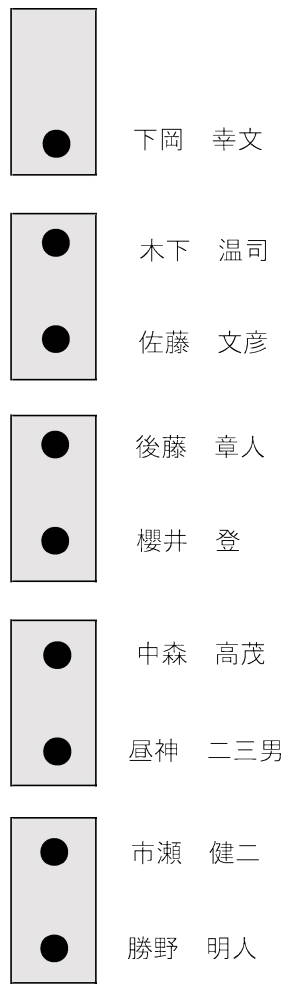
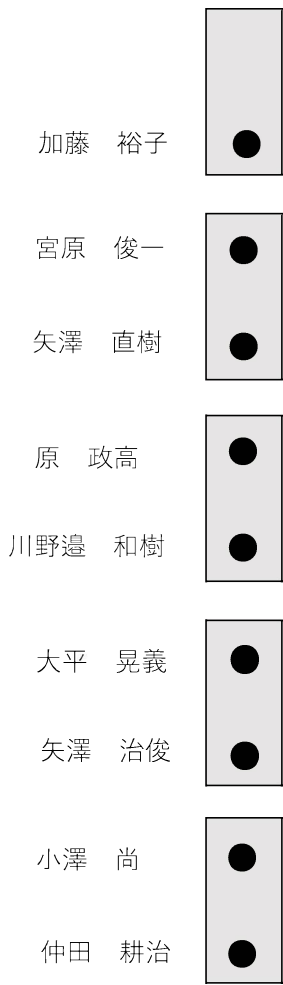
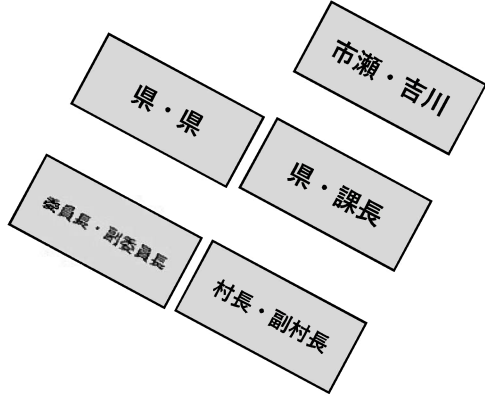
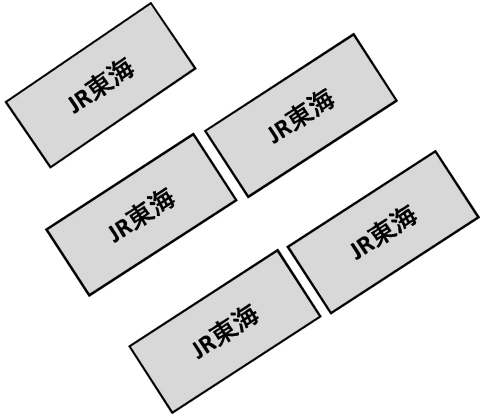
(2)協議事項

・環境対策工の配置について

5 その他

6 閉会

ステージ側



報道・傍聴席



リニア中央新幹線対策委員名簿

No.	役 職	氏 名	
1	村長	市瀬 直史	
2	村議会議長・堰下地権者協議会会長	下岡 幸文	
3	村議会副議長	木下 温司	
4	村議会総務産業建設常任委員会委員長	下平 貢	
5	村議会総務産業建設常任委員会副委員長	佐藤 文彦	
6	村議会議員	後藤 章人	
7	村議会議員	櫻井 登	
8	村議会議員・阿島北リニア対策協議副会長	中森 高茂	
9	村議会議員・阿島北リニア対策協議会会長	昼神 二三男	
10	阿島区区長・阿島北リニア対策協議会副会長	仲田 和文	
11	阿島北リニア対策協議会役員	市瀬 健二	
12	農業委員会会長	勝野 明人	
13	農地利用最適化推進委員	筒井 正明	
14	教育委員会教育長	丸山 貢弘	
15	商工会会長	福山 康雄	
16	JA みなみ信州喬木支所支所長	松本 誠司	
17	交通安全協会会長	桐生 達夫	
18	小川区区長	松澤 一重	*
19	伊久間区区長	大原 文男	*
20	北自治会長	仲田 耕治	*
21	町自治会長	小澤 尚	*
22	南自治会長・堰下地権者協議会副会長	矢澤 治俊	*
23	馬場平自治会長	松島 孝行	*
24	北保育園保護者会長	大平 晃義	*
25	中央保育園保護者会長	川野邊 和樹	*
26	第一小学校PTA会長	原 政高	*
27	中学校PTA会長	矢澤 直樹	*
28	養護学校代表	宮原 俊一	
29	養護学校PTA会長	加藤 裕子	*

喬木村リニア中央新幹線対策委員会設置要綱

平成28年 4月21日

告示第42号

(名称)

第1条 この委員会は、喬木村リニア中央新幹線対策委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この委員会は、リニア中央新幹線工事に対して生じる様々な課題に対し、情報を共有し対応を協議していくことを目的とする。

(検討事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため次の各号について掲げる課題について検討する。

- (1) リニア中央新幹線に係る情報の共有化
- (2) リニア中央新幹線に係る問題・課題の協議
- (3) リニア中央新幹線に係る対策等についての連絡調整
- (4) その他リニア中央新幹線に係る必要な事項

(構成)

第4条 委員会は、次に掲げる者をもって30名以内で構成する。

- (1) 区会及び自治会の代表
- (2) 村議会議員
- (3) 識見を有する者
- (4) 行政関係機関代表
- (5) 関係団体代表
- (6) その他村長が必要と認めた者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任をされることを妨げない。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 会長は、目的達成のために、関係する者を会議に出席させ意見を聴くことができる。

(会議の公開等)

第8条 委員会の会議は、公開で行うものとする。ただし、委員会の議事において決するところにより、公開しないこととすることができる。

(庁内幹事会)

第9条 村長は、リニア中央新幹線建設工事計画に対し、情報を共有し課題や対策等を検討するため、庁内幹事会を設置するものとする。

- 2 庁内幹事会は、村長及び委員会が必要と認める事項に関して調査検討をし、報告等を行う。
- 3 庁内幹事会は、喬木村職員のうちから村長が任命した者とし、幹事長は副村長が、副幹事長は高速交通対策課長がこれにあたるものとする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、喬木村役場高速交通対策課内に置く。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。